

営農型太陽光発電に係る「協議の場」の開催について

農地転用許可基準の一般基準において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は許可ができないこととなっております。また、農林水産省が公表する「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」において、地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に書か係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、合意を得て行うものと規定されています。つきましては、下記の農地において、営農型太陽光発電を実施することについて、地域計画の達成に支障が生じないかを確認するため、協議の場（意見募集）を行います。

1 対象地域

◇迫地域

2 営農型太陽光発電の実施農地等

No.	地名	地番	地目	面積（㎡）	作付作物	転用許可期間（予定）
1	登米市迫町森字新西前	16	畑	245.0	シキミ	3年間

3 意見募集期間

◇令和7年7月18日（金）～令和7年7月28日（月）

4 意見の提出方法

◇登米市ホームページ「登米市地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」から「意見書（協議の場）」をダウンロードし、下記の問い合わせに持参、郵便、Eメールまたはファクシミリで提出してください。

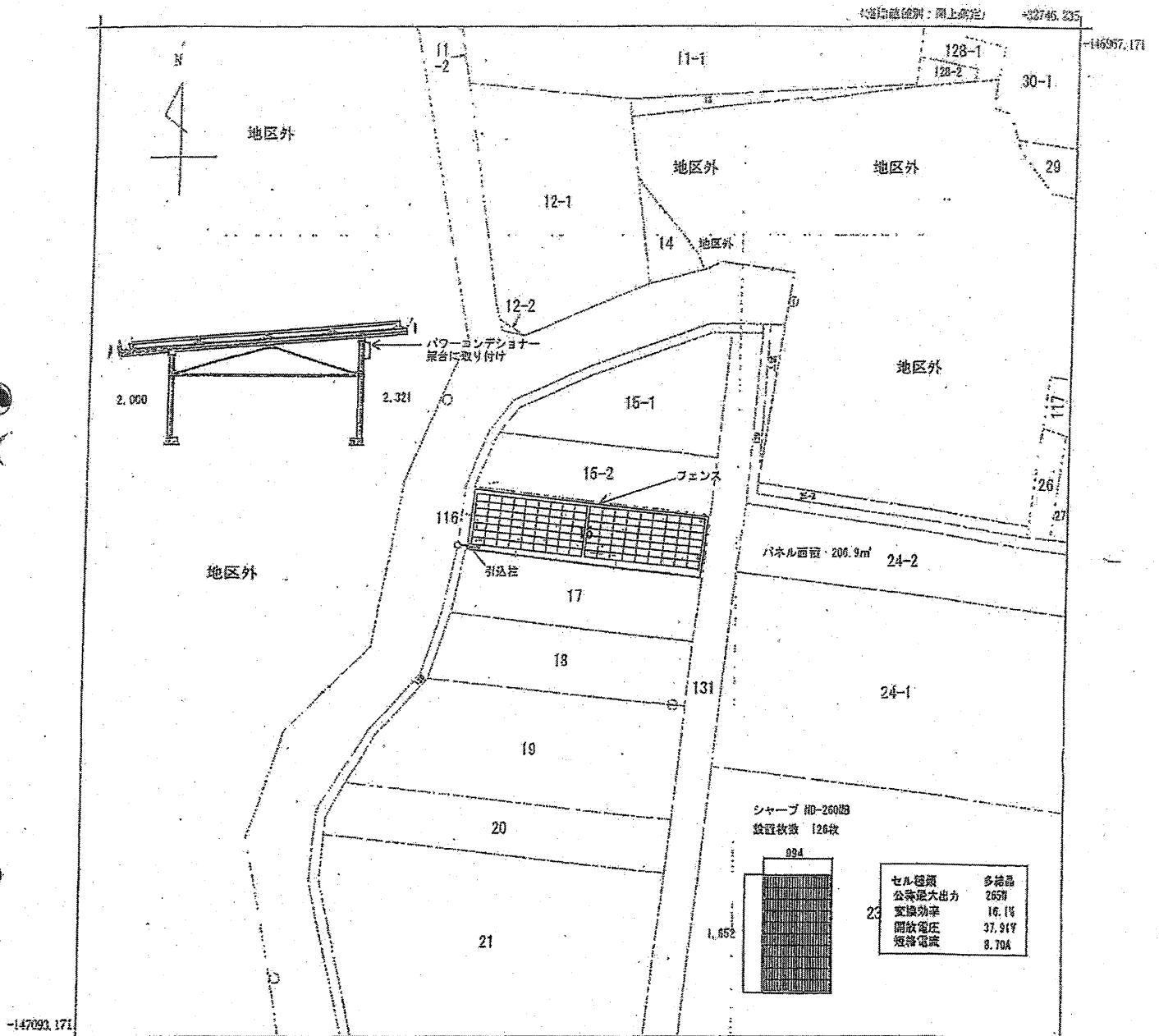
（URL：<https://www.city.tome.miyagi.jp/sangyou/shisejoho/noringyo/nogyo/chiikikeikaku.html>）

5 お問い合わせ先

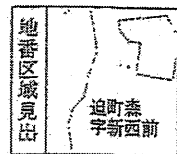
◇登米市産業経済部 産業総務課 農業経営支援係（登米市中田町石森字西桜場18 中田庁舎2階）

◇TEL：0220-34-2716 FAX：0220-34-2802 Eメール：sangyosomu@city.tome.miyagi.jp

配置図



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(isatei-yagi2008.par)による修正がされています。



部 求 分	所 在				登米市迫町森字新西前				地 番	15番	
出 力 尺	1/500		精 度 区 分	甲三	座 標 系 又 は 記 号	X	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	平成3年3月				備 付 年 月 日 (原 図)	平成3年4月8日			備 記 項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局登米支局管轄)

平成30年9月18日

仙台法務局古川支局

